

資料1 難民認定手続に関する主な入管発出文書

番号	作成日	文書の名称	文書の概要	備考
2018年10月30日（法務省発表） 「難民認定制度運用の見直し（案件の振分け）状況に関する検証結果（第2回）について（平成28年7月～同年12月手続完了分）」				
1	2018年3月5日	「濫用・誤用的難民認定申請対策としての在留制限措置が執られた者に係る退去強制手続について」	在留制限措置の対象者である難民認定申請者の退去強制手続（違反調査と違反審判）を可能な限り簡素化すること	
2018年2月28日（法務省発表） 「就労制限の対象となる難民認定申請者について」 ； 「難民認定申請を考えている技能実習生の皆様へ」 ； 「難民認定申請を考えている留学生の皆様へ」				
2	2018年2月28日	「被退去強制令書発付者に対する仮放免措置に係る適切な運用と動静監視強化の更なる徹底について」	在留制限の対象者や資格外活動等で退去処分を受けた難民認定申請者を「悪質な濫用事案」として「仮放免を許可することが適当とは認められない者」に分類していること、被仮放免者の自宅を訪問するなどの厳格な動静を監視することなど	
3	同上	「現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後等に行われた難民認定申請の早期処理について」	就労制限の対象者である難民認定申請者について、可能な限り3か月以内に処分する努力をし、遅くとも6か月以内の処理を厳守すること	
2018年2月27日（法務省発表） 「東京入国管理局及び名古屋入国管理局における入管法違反事犯集中摘発努力期間の実施結果について」				
4	2018年1月31日	「資格外活動違反の疑いがある難民認定申請者に係る入管第62条通報の取扱いについて」	難民認定申請者の資格外活動を取り締まること	
5	2018年1月15日	「難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について（指示）」の廃止について	在留制限を受けた難民認定申請者について、難民認定手続と退去強制手続において関係部門間で緊密に連携し、帰国促進をすること	
2018年1月12日（法務省発表） 「難民認定制度の適正化のための更なる運用の見直し」				
6	2018年1月12日	「難民認定事務取扱要領の一部改正について」	現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後又は出国準備期間中に難民認定申請をした者へ就労制限を課し、A案件以外の再申請者に対して一律に在留制限を課し、また、A案件は申請から6か月を超えていなくても報酬を受ける活動を許可することなど。これに加えて、B案件・C案件の対象範囲を拡大	
7	同上	「入国・在留審査要領」の一部	現に有する在留資格（「短期滞	全文

資料1 難民認定手続に関する主な入管発出文書

		改正について	在」および別表2の在留資格を除く)に該当する活動を行わなくなった後又は出国準備期間中に難民認定申請をした者へ就労制限を課し、A案件以外の再申請者に対して一律に在留制限を課し、また、案件振分け前の在留期間を2か月とし、振分け後で報酬を受ける活動を指定しない場合に3か月とすることなど	
8	同上	A案件に振り分けるのが適当な案件の指定について	A案件の対象の類型	内容は不開示
9	同上	難民認定事務取扱要領第3章第1節第4の3(2)ア(エ)について	B案件の対象である「本国の治安情勢等に対する不安を主張しているにすぎないもの」を一般的な出身国情報や本人の主張、過去の処分状況等から指定	内容は不開示
10	同上	難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件に係る面接による事情聴取の省略について	申請書の質問12で「その他」のみを記載している場合で、本人が難民調査官による事情聴取を希望せず、申請書等から難民該当性を判断できる案件は、面接による事情聴取を省略する	
11	同上	事案概要書作成事務の合理化について	B・C案件と請訓不要指定類型案件について、事案概要書の記載を簡素化する	請訓不要指定類型案件は不明
12	同上	現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請を行った者からの在留資格変更許可申請について	現に有する在留資格に該当する活動を行わなくなった後に難民認定申請をした者について、在留審査のための事情聴取を省略できる	
13	2017年10月11日	難民認定申請案件の進達・請訓後に申請者が在留資格未取得外国人となる場合の事案概要書の取扱いについて	事案概要書の取扱い簡素化について	
14	2017年9月29日	東京入国管理局及び名古屋入国管理局管内における入管法違反事犯集中摘発努力期間の実施について	東京入管および名古屋入管の管内の難民認定申請者の資格外活動を取り締まるべく、集中摘発作戦を実施すること	
2017年7月28日(法務省発表) 「難民認定制度運用の見直し状況に関する検証結果について」				
2017年6月1日 改正入管法施行規則の施行(簡易進達だった案件を地方局のみで審査、複数回申請用の申請様式の導入、etc.)				
15	2017年5月31日	難民認定権限の地方入国管理局長への委任等に伴う難民認定証明書等の写しの送付方法	本省への報告の簡素化	

資料1 難民認定手続に関する主な入管発出文書

		等について		
16	2017年5月30日	難民審査請求事務取扱要領の一部改正について	改正入管法施行規則の施行にあわせて審査請求要領を一部改正	
17	2017年5月16日	難民認定事務取扱要領の一部改正について	改正入管法施行規則の施行にあわせて一次要領を一部改正。難民の認定に係る権限の地方入国管理局長への委任等	
18	2017年3月31日	親を伴わない年少者等に対して面接による事情聴取を行う際の立会いの試行について	親を伴わない未成年者のインタビューへの弁護士等の立会いを試行	
19	2017年3月1日	難民認定制度の濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行について(指示)	東京入管において濫用・誤用的な再申請者(在留制限対象者)の帰国促進策を試行	
20	2016年11月28日	「入国・在留審査要領」の一部改正について	難民認定申請者について、特例期間内に在留期間更新を認めない通知をする場合、申請者から出国を希望する旨の申出があり、同申出に信ぴょう性があると認められた場合、出国準備期間を付与することなど	
21	2016年7月8日	特例期間中の難民不認定処分及び在留不許可処分に係る通知について	特例期間中に不認定処分を通知する難民認定申請者についての法61条2の2の2の判断について	
22	2016年7月5日	難民認定事務取扱要領第3章第4節の2のイに係る取扱いについて	簡易進達の対象範囲をC案件まで拡大	
23	2016年6月15日	難民認定申請案件に係る措置方針の見直し等について	本省への報告の簡素化、地方局における就労制限・在留制限措置の迅速化	
24	同日	難民認定申請案件の進達後に申請者が在留資格未取得外国人となる場合の事案概要書の取扱い等について	本省への報告の簡素化	
25	2016年5月20日	難民認定事務取扱要領第3章第4節の2のイに係る取扱いについて	B案件の(エ)を指定し、簡易進達の対象範囲を拡大	
26	2016年4月25日	難民認定事務取扱要領第3章第4節の2のイに係る取扱いについて	東京入管と名古屋入管で、B案件の(ア)から(ウ)の案件を簡易進達の対象とする	
27	同日	難民認定事務取扱要領第3章第4節の2のイに係る取扱いについて	東京入管を除く地方局においても、B案件の(イ)以下を適用	
2016年4月1日 改正行政不服審査法(入管法読み替え)が施行され、難民審査請求制度が開始				

資料1 難民認定手続に関する主な入管発出文書

28	2016年4月1日	難民審査請求事務取扱要領の制定	行政不服審査法の施行にあわせて要領を制定	
29	2016年3月31日	難民認定事務取扱要領の一部改正について	行政不服審査法の施行にあわせて一次要領の一部改正。B/C案件について、一括進達を導入	
2015年9月16日（法務省発表） 「第5次出入国管理基本計画」 ； 「難民認定制度の運用の見直しの概要～真の難民を迅速かつ確実に庇護するために～」				
30	2015年9月15日	入国・在留審査要領の一部改正について	正当な理由なく主張を繰り返す2回目の難民認定申請者に就労制限を課し、明らかに理由のない2回目の申請者または3回目以上の申請者全員に在留制限を課す	
31	同日	難民認定事務取扱要領の一部改正について	難民認定申請者についてA/B/C/Dの案件振分けを導入し、B/C案件は聴取を省略	

以上